

# 事業主 殿

## 床上操作式クレーン運転技能講習のご案内

床上操作式クレーン(押しボタンを操作し、荷とともに移動するつり上げ荷重5トン以上のクレーン)運転は技能講習を修了した資格を持っていることが必要です。  
当協会では、労働災害防止を図るため、知識・技能習得の講習会(福岡労働局長登録教習床上操作式クレーン運転技能講習第1号)を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 開催日 2020年11月13日(金)～11月15日(日)・22日(日)  
※22日は定員が10名超のみ

2. 会場 学科：福岡県教育会館 福岡市東区馬出4-12-22  
実技：三菱電機FA産業機器(株)福岡市西区今宿1-1-1

### 3. 受講料

16時間	27,000円	・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・玉掛け技能講習修了者 (※1)
20時間	30,200円	・上記以外の方

テキスト代 1,705円 ※受講料とテキスト代の合計を振込ください。

### 4. 申込方法

- ◎受講申込書
- ・お電話にて定員の空き状況を確認のうえ、先にご予約願います。
  - ・「床上操作式クレーン運転技能講習受講申込書」に必要事項を記入し、受講者印・会社社印(朱肉)押印後、下記の書類を添えて当協会へご郵送下さい。
- ① 証明写真 2枚 (無帽、上半身、サイズ：縦3.0cm×横2.4cm) 申込書に貼付
  - ② 受講票を郵送時の返信用封筒(84円の切手を貼付下さい)
  - ③ (※1)に該当する方は、それを証明する資格証の写し《当日原本を確認します》

◎送付先 〒811-3101 古賀市天神1-9-12  
福岡東労働基準協会 (TEL・FAX 092-943-0321)

◎振込先 受講料は下記の指定口座へ受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。  
(振込手数料は受講者負担でお願いします)

福岡銀行	古賀支店
普通預金	1451941
口座名義	福岡東講習会事務局

5. 修了証 ・全科目の講習を修了し、修了試験合格者には、後日修了証を交付、郵送致します。
6. その他 ・既納の受講料は原則として返金致しませんので、当日受講出来ない場合は代替者を派遣していただきますようお願い致します。(その際は改めて受講申請書が必要です)

## 福岡東労働基準協会

〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12  
TEL・FAX 092-943-0321

# 床上操作式クレーン運転技能講習受講申込書

(※この欄は記入しないこと)

※受講番号	※修了証番号
※交付年月日	

受講希望日		令和	年	月	日	
ふりがな	氏名	(申請者) 印				
生年月日	昭和 平成 年 月 日 (○で囲む)					
住所	〒				電話番号 ( ) -	
勤務先	名称					電話番号 ( ) -
	所在地	〒				FAX ( ) -

上記のとおり受講料を添えて(又は別途口座振込みにより)受講を申し込みます。(令和 年 月 日)  
本紙記載事項に虚偽等がある場合、受講後と言えども法律に基づく処罰があっても異議申し立てはしません。

写真添付欄 (1枚のみ上部糊付け) ※写真裏面に氏名記入	写真添付欄 (1枚のみ全面糊付け) 縦35mm×横25mm 上半身脱帽写真
------------------------------------	--

※会社から申し込む場合に記入下さい	〒	-	社印又は 責任者印
住所			
事業所名			
申込責任者氏名			

※写真は2枚必要です。

一般社団法人 日本クレーン協会福岡支部長 殿

受講科目の受講の一部免除申請欄	左欄の資格所持者は右欄の受講科目が法的に免除されます。 該当資格を○で囲み免許証・修了証等の写を下面に貼付下さい。					
<table border="1"> <tr> <th>受講科目の一部免除できる資格</th> <th>法的な免除科目</th> </tr> <tr> <td>①運転士免許所持者 (移動式クレーン、揚貨装置)</td> <td rowspan="2">運転のための力学に関する知識及び合図</td> </tr> <tr> <td>②技能講習修了者 (小型移動式クレーン、玉掛け)</td> </tr> </table>	受講科目の一部免除できる資格	法的な免除科目	①運転士免許所持者 (移動式クレーン、揚貨装置)	運転のための力学に関する知識及び合図	②技能講習修了者 (小型移動式クレーン、玉掛け)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     お願い:修了証の写は修了科目がわかるもの (例えば、表紙の写も)を貼付して下さい。                 </div>
受講科目の一部免除できる資格	法的な免除科目					
①運転士免許所持者 (移動式クレーン、揚貨装置)	運転のための力学に関する知識及び合図					
②技能講習修了者 (小型移動式クレーン、玉掛け)						
免許証・修了証の写貼付欄	(ここに裏面に貼り付けられない場合は、ここに貼付して下さい。)					

※この申込書に記入頂きました個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認やご連絡及びお客さまにとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。